

左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、左京区内で自主的に取り組まれるまちづくり活動に対して交付する交付金に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付の対象とする団体（以下「交付対象団体」という。）は、既にまちづくり活動又は事業活動を行っているか若しくは今後行おうとする団体で、法人格の有無を問わない。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象団体には、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- (5) 活動実体のない団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、左京区長（以下「区長」という。）が交付金の交付を受けることが不適當であると認める団体

(交付対象事業)

第3条 交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）は、第1条に定める趣旨に沿い、まちづくりに寄与し、左京区内で交付日の属する年度末までに実施するもので、次の各号いずれかに該当し、区長が適当と認めるものとする。

- (1) 地域の資源等を活用して地域の活性化、環境の保全、文化、福祉、教育等の向上を図ろうとするもの
 - (2) 前号に掲げる活動のうち、初めて自主的なまちづくりに取り組む団体によるもの（ただし他市区町村で実施実績のある活動を除く。また、利用できるのは各団体につき1回限りとする。）
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、次に掲げるものを含まないものとする。
- (1) 営利又は学術・研究を主目的とするもの
 - (2) 左京区民の自由な参加を認めないもの
 - (3) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - (4) 公職の候補者（公職の候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
 - (5) 宗教の教義を広め、若しくは広めさせないこと又は信者を増加させ、若しくは増加させないことを目的とするもの
 - (6) 交付金の交付決定までに実施するもの。ただし、やむを得ない事由により交付決定までに実施しようとする場合において、あらかじめ区長が認めたときは、この限りでない。
 - (7) 京都市の他の補助金等の交付を受けるもの
 - (8) 過去に同一又は類似した事業内容で3回交付を受けたもの。ただし、類似事業かどうかは、実施主体、事業目的、実施場所などから総合的に審査する。

(交付対象経費)

第4条 交付金の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、交付対象経費としない。ただし、区長が交付対象事業の目的、内容、効果及び経費の額等を総合的に勘案し、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 団体を維持・運営する費用
- (2) 土地、建物、構築物、機械、車両、備品及びこれらに類する固定資産を購入し、建築し、又は製造する費用
- (3) 団体の構成員に対する人件費
- (4) 飲食費（安全管理上必要不可欠なもの、食をテーマにした事業の食材を除く。）
- (5) 参加者の交通費
- (6) 宿泊費
- (7) 領収書がない、領収書の使途が不明など、事業に使用したことが確認できない経費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交付対象経費として不適当と区長が認める経費

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費のうち、別表に定める額の範囲、かつ予算の範囲内で、区長が交付金を交付しようとする活動の実施に必要と認める額とする。

2 天災地変やその他やむを得ない事情により交付金の交付決定を受けた活動の全部又は一部を実施できなくなった場合は、その活動の実施準備に必要と区長が認める額を、交付金の額とする。

3 交付金の額は、1円未満の端数があるときは、それを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 交付金の交付を希望する団体は、区長が別に定める期日（以下「申請期限」という。）までに、左京区まちづくり活動支援交付金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 規約、定款、構成員名簿その他の活動内容が分かるもの
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) その他区長が必要と認めるもの

(審査)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、京都市左京区まちづくり活動支援交付金審査会（以下「審査会」という。）に申請内容について調査及び審議することを求めるものとする。

2 区長は、団体の性質に応じ、審査基準を設けることができる。

3 審査会は、申請内容を調査するに当たり、申請者に説明を求めることができる。

4 審査会は、申請内容及び前項による説明について、地域課題の解決への貢献度、公開性、将来性・展開可能性、計画性・実現可能性、新規性、経費の妥当性の観点から審議し、審議結果を区長に報告する。

(決定及び通知)

第8条 区長は、前条の規定による審議結果を尊重し、予算の範囲内で交付の可否、交付予定金額、条件の有無及び内容を申請期限の翌日から起算して2箇月以内に決定するものとする。

る。

- 2 区長は、決定後、左京区まちづくり活動支援交付金交付決定通知書（第4号様式）又は左京区まちづくり活動支援交付金不交付決定通知書（第5号様式）により、申請者に対して決定した事項を通知する。

（申請事項の変更等の承認）

- 第9条 前条の規定により交付金の交付決定の通知を受けた団体（以下「交付団体」という。）は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするとき（区長が認める軽微な変更を除く。）及び交付対象事業を取りやめようとするときは、速やかにその旨を左京区まちづくり活動支援交付金申請事項変更等申請書（第6号様式）により区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、申請を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に全部若しくは一部を承認し、又は承認しないことを決定し、その旨を左京区まちづくり活動支援交付金申請事項変更等承認（不承認）決定通知書（第7号様式）により交付団体に通知する。

（完了の報告等）

- 第10条 交付団体は、交付金の交付決定の通知を受けた事業が完了したときは、事業完了後1箇月以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、左京区まちづくり活動支援交付金事業完了報告書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。
- (1) 収支決算書（第9号様式）
 - (2) 領収書等の写し
 - (3) 支出明細書（収支決算書に記載しきれない場合）
 - (4) 事業の実施状況が分かる写真
 - (5) その他区長が必要と認めるもの
- 2 交付団体は、前項の完了報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 3 交付団体は、左京区役所が行う広報に必要な文書、図画及び電磁的記録を区長の求めに応じて区長に提供しなければならない。
 - 4 交付団体は、左京区役所が行う報告会等で区長の求めに応じて必要な文書、図画及び電磁的記録を用いて報告しなければならない。

（交付金交付額の確定）

- 第11条 区長は、前条の規定による左京区まちづくり活動支援交付金事業完了報告書（第8号様式）の提出を受けた場合において、当該事業の全部又は一部が適切に行われたと認めるときは、提出を受けた日の翌日から起算して1箇月以内に、適切に行われたと認める事業内容に応じて交付金交付額を決定し、左京区まちづくり活動支援交付金交付額決定通知書（第10号様式）により通知し、交付金を交付する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

- 第12条 交付団体は、交付事業完了後に申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、区長に報告しなければならない。
- 2 区長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(交付金の概算払)

第13条 第11条の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認めるときは、事業の完了前に第8条第1項で決定した交付予定金額の2分の1以内の額を概算払することができる。

2 概算払での交付を受けようとする者は、概算払請求書（第11号様式）を区長に提出しなければならない。

3 概算払での交付を受けた者は、第11条の規定により決定した交付額に基づき、精算書（第12号様式）を提出し、精算しなければならない。

4 概算払での交付を受けた者は、第11条の規定により決定した交付額が第8条第2項で通知した交付額より減額となった場合、その差額を精算により区長に返還することとする。

(交付金の交付取消し等)

第14条 区長は、交付団体が次の各号に該当するときは、交付金の交付決定を取り消し、交付額の変更又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 不正の手段により、交付金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 交付金を交付対象事業以外に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付金の交付決定の取消し等の決定を行った場合は、左京区まちづくり活動支援交付金取消等決定通知書（第13号様式）により、交付団体に通知する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、左京区まちづくり活動支援交付金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月9日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月15日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月23日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月28日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月31日から実施する。

2 この改正後の左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る事業に対する交付金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する交付金については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月31日から実施する。

2 この改正後の左京区まちづくり活動支援交付金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後の申請に係る事業に対する交付金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する交付金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

分野	区分	交付金の額	交付割合
地域活動部門	第3条第1項第1号の規定に基づくもの。	200,000円以下	交付対象経費の2分の1
	第3条第1項第1号の規定に基づくもののうち、以下に掲げる取組。 ・伝統文化を学び合い、次世代へ引き継ぐ機会を作る取組 ・他の団体等との協働による取組 ・北部山間地域の振興につながる取組	200,000円以下	交付対象経費の3分の2
はじめる部門	第3条第1項第2号の規定に基づくもの。	150,000円以下	交付対象経費の5分の4